

## 宝くじの助成金で整備しました

地域のコミュニティー活動の活性化を図るため、宝くじの助成金で備品を購入しました。  
●千代町町内会の公民館に車いす等  
☎ 市民協働推進課(☎537-7251)



## 病児保育をご利用ください

■対象:市内居住の乳幼児または小学生で、入院の必要はないが集団生活が困難な病気の子ども(保護者が仕事の都合や病気などで育児が困難な場合)

施設	☎
大分こども病院 キッズケアルーム(大字片島)	☎567-1230
大分岡病院 病児保育センターひまわり(西鶴崎三丁目)	☎522-3187
西の台医院 西の台こどもデイケアルーム(椎迫)	☎090-3734-4228
天心堂へつぎ病院 天心堂乳幼児健康支援デイサービスセンターつくしんぼ(大字中戸次)	☎597-0050
谷村胃腸科小児科医院 病児保育 ままのて(大在浜一丁目)	☎529-8686
かわのこどもクリニック スマイルケアルーム(田中町二丁目)	☎545-0040

■利用日時:月～土曜日(祝日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時30分(施設によって異なる)  
■負担金:1日2,000円(昼食代、おやつ代含む) ※生活保護世帯や市民税非課税世帯は減免あり。  
☎ 保育・幼児教育課(☎585-6015)

## マイナンバーカードをつくりませんか

マイナンバーカードは公的な身分証明書として使えるほか、証明書コンビニ交付サービスなどを利用できるようになります。マイナンバーカードの申請は、郵便・パソコン・スマートフォン・証明用写真機で行うことができます。詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。



▲マイナンバーカード総合サイト

## 空き家相談出張窓口を開設します

無料

■日時:12月17日(木) 午前10時～正午、午後1時～3時  
■場所:J:COM ホルトホール大分1階 まちづくり情報プラザ  
■内容:空き家問題全般  
■対象:空き家の所有者や管理者、将来空き家になる可能性のある家屋を所有している人、近隣に空き家がある人など  
■その他:事前予約は不要  
☎ 住宅課(☎585-6012)



## 「年金生活者支援給付金」の2年度分(8月分～)の請求は3年2月1日(月)までに手続きを

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金生活者を支援するため、年金に上乗せして支給するものです。給付金の受け取りには請求書の提出が必要です。該当者にははがきタイプの請求書が10月中旬に送付されています。3年2月2日(火)を過ぎて請求した場合、請求月の翌月分以降からしか受け取ることができませんので、早めの手続きをお願いします。詳しくは、市のホームページをご覧ください。国民年金室(☎537-5617)へ。

## 幼児教育・保育の無償化をご存知ですか

幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する3～5歳のすべての子ども(就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもを含む)の利用料と、0～2歳の市町村住民税非課税世帯の子どもの利用料が無償化の対象となります。また、預かり保育や認可外保育施設等を利用する子どもについても、保育の必要性があると認定された場合は対象となります。  
■その他:☎ 申請方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。保育・幼児教育課(☎537-5789)へ。

## 住所の表示が3年1月16日(土)から変わります

■対象地区:カームタウン木ノ上地区、南大分地区(南太平寺、上田町、古国府、古国府東、羽屋、羽屋新町、広瀬町、花園、尼ヶ瀬、荏隈町、賀来新川、ツインプラザ大分)  
■新住所の表示方法:(例) 木上台〇丁目〇番〇号、南太平寺〇丁目〇番〇号、上田町〇丁目〇番〇号、古国府〇丁目〇番〇号、羽屋〇丁目〇番〇号、羽屋新町〇丁目〇番〇号、広瀬町〇丁目〇番〇号、花園〇丁目〇番〇号、尼ヶ瀬〇丁目〇番〇号、荏隈町〇丁目〇番〇号、賀来新川〇丁目〇番〇号  
■その他:一部の地区は郵便番号が変わります。  
※対象者には個別に通知しています。  
☎ 市民協働推進課(☎537-7250)

## 母子家庭等自立支援給付金制度をご利用ください

◎自立支援教育訓練給付金  
ひとり親家庭の母または父(過去に給付金の支給を受けていない人)が、資格を取得するに当たり、対象となる教育訓練給付金講座を受講し修了した場合、経費の60%(20万円を上限)を支給します。  
◎高等職業訓練促進給付金  
ひとり親家庭の母または父が、介護福祉士・保育士・看護師などの資格取得を目的に、1年以上養成機関で修業する場合に、一定の受講期間の生活費を支給します。 ※支給額は所得により異なります。 ●修業期間中の生活費の助成…月額10万円または7万5000円  
※事前の相談が必要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。子育て支援課(☎537-5619)へ。

## 牛、豚、ヤギなどの飼育には届け出が必要です

■対象:新たに牛、豚、ヤギ、家きんなどの飼育を始めた人、飼育頭数に変更がある人、飼育を中止した人  
■届け出:☎ 電話またはファクスで、住所、氏名、電話番号、飼育場所、頭羽数を生産振興課(☎537-5799 ☎536-0299)へ。

## 固定資産税等の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染防止のための措置に起因して、償却資産および事業用家屋に係る令和3年度の固定資産税および都市計画税の負担を軽減します。  
■対象:事業収入が一定程度減少した中小事業者等  
■対象固定資産:償却資産および事業用家屋  
※土地に係る固定資産税は対象外。  
■対象年度:令和3年度分  
■軽減割合:①全額 ②2分の1  
※2年2月～10月の任意の連続する3カ月間の売上が前年の同期間と比べて、①50%以上減少している人、②30%以上50%未満減少している人  
■提出期間:3年1月4日(月)～2月1日(月)  
■その他:☎ 申告方法や適用要件など詳しくは、市ホームページをご覧ください。資産税課(償却資産については☎537-7293、事業用家屋については☎537-7291)へ。

## 土・日曜日、時間外のマイナンバーカード受け取りおよび申請(予約制)

3年2月の下記の日程でマイナンバーカードの受け取りなどができる窓口を開設します。  
■日時:3年2月18日(木)・27日(土)・28日(日)  
土・日曜日は午前9時～午後5時  
木曜日は午後6時～7時  
■場所:市民課(本庁舎1階④番窓口)  
■申込み:☎ 電話で、12月15日(火)から、来庁希望日の1週間前までに市民課(☎537-7298)へ。 ※午前8時30分受付開始

## 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付制度をご利用ください

ひとり親家庭の母または父、寡婦の経済的自立とその児童の福祉の向上のため、各種資金の貸し付けを行っています。事前の相談が必要です。申請から交付まで一定の日数(約2カ月)が必要となりますので、扶養する児童の進学資金などにお悩みの人は、お早めにご相談ください。  
■その他:☎ 対象など詳しくは、市ホームページをご覧ください。子育て支援課(☎537-5721)へ。

## 資産税課からのお知らせ

①償却資産の申告はお早めに  
個人、法人を問わず、商店や農業、漁業、不動産業、工場などを営んでいる人が、その事業のために所有している構築物や機械、工具・備品などの資産を「償却資産」といい、固定資産税の課税対象となっています。  
●償却資産の具体例

構築物	広告塔、駐車場舗装、フェンス、内装および内装工事、ビニールハウス、ネオン、門、塀、緑化施設、キャノピーなど
機械および装置	各種製造機械、土木建設等各種産業用機械および装置、機械式駐車設備、ドローン、太陽光発電設備など
船舶・航空機	遊漁船、漁船、ボート、ヘリコプターなど
車両および運搬具	大型特殊自動車(ホイールクレーン、タイヤローラーなど) ※自動車税、軽自動車税の対象となるものを除く
工具・器具および備品	事務用機器(パソコン、複写機など)、エアコン、陳列ケース、応接セット、冷蔵庫、医療機器、理・美容業機器、看板など

3年1月1日現在の「償却資産」の所有状況を、3年2月1日(月)までに、3年度申告書として資産税課(第2庁舎3階)へ提出してください。 ※期限間近になると窓口が混雑します。3年1月4日(月)～20日(火)(土・日曜日、祝日を除く)の申告にご協力ください。

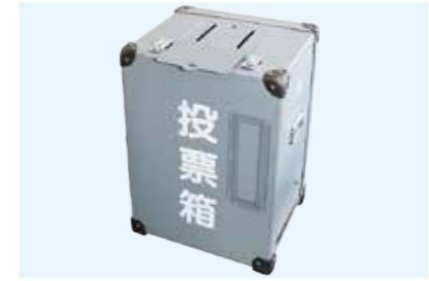
②家屋を取り壊したときは連絡を  
家屋(物置など簡易な建物も含む)を取り壊したときは、早めに連絡をお願いします。取り壊しの確認ができていない場合、その家屋に対する固定資産税が引き続き課税されることがあります。なお、家屋滅失証明が必要なおときは、お問い合わせください。  
☎ ①資産税課(☎537-7293)

②●本庁・明野支所管内の人は…資産税課(土地については☎537-7286、家屋については☎537-7291)  
●鶴崎・大在・坂ノ市・佐賀関支所管内の人は…東部資産税事務所(☎527-2132) ●植田・大南・野津原支所管内の人は…西部資産税事務所(☎541-1406)

## 01 お知らせ

### 大分市議会議員選挙を行います

■投票日:3年2月21日(日)  
■告示日:3年2月14日(日)  
■立候補の受付日時:3年2月14日(日) 午前8時30分～午後5時  
■立候補の受付場所:市役所本庁舎8階 大会議室  
※立候補予定者説明会を3年1月13日(水)午後1時30分からコンパルホール3階 多目的ホールで行います。詳しくは、選挙管理委員会事務局(☎537-5652)へ。



### 国民年金は任意加入できます

老齢基礎年金の受給には、原則として保険料納付済期間と免除期間などを合わせた受給資格期間が10年以上必要です。10年の受給資格期間に満たない人は、60歳～70歳になるまでに保険料を納めて受給資格を得る見込みがあれば、国民年金に任意加入することができます。また、年金を満額受け取るには、20歳～60歳になるまでの40年間、保険料を納める必要があります。未加入期間や納め忘れ、免除期間があり満額とならない人は、60歳～65歳になるまでの間、国民年金に任意加入して受給額を増やすことができます。  
☎ 国民年金室(☎537-5617)

### 無料人権相談を行います

■日時:3年1月6日(水) 午前10時～正午、午後1時～3時  
■相談内容:人権問題について  
■相談員:人権擁護委員  
■場所:☎ 人権啓発センター(ヒューレおおいた) J:COM ホルトホール大分1階 ☎576-7593